

NEWS RELEASE

平成16年10月14日
国土交通省中部地方整備局

1. 件名 「徳山ダムに係る導水路検討会(第1回)」の開催結果について
2. 概要 徳山ダムで開発した水の効率的な利用方策について、三県一市と密接に連携を図りながら導水路の早期の具体化に向けて検討を進めるため、本日、国土交通省中部地方整備局及び三県一市は「徳山ダムに係る導水路検討会(第1回)」を開催し、「徳山ダムに係る導水路検討会」を設置すること等について確認しましたので、議事概要及び会議資料について情報提供いたします。
3. 資料 別添資料のとおり
4. 解禁 指定なし
5. 配布先 中部地方整備局記者クラブ、
愛知県政記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、三重県政記者クラブ、
大垣市政記者クラブ
6. 問合せ先 国土交通省中部地方整備局
河川部河川調査官 小林 稔
河川部広域水管理官 溝口 正信
電話 052(953)8146

日時：平成16年10月14日 10:00～12:00
会場：愛知県産業貿易館 西館 8階会議室

徳山ダムに係る導水路検討会（第1回）

議 事 次 第

開会挨拶 中部地方整備局 河川部 小林河川調査官

議事

- 1．趣旨及び検討会規約（案）について
- 2．その他

以 上

「徳山ダムに係る導水路検討会（第1回）」

出席者名簿

日時：平成16年10月14日(木) 10:00～12:00

場所：愛知県産業貿易館西館 8階会議室

検討会の構成			出席者	
機関名	部局名	役職	役職	氏名
中部地方整備局	河川部	河川調査官	河川調査官	小林 稔
岐阜県	基盤整備部建設管理局	水資源課長	技術課長補佐	岩清水善隆
		河川課長	河川課長	小俣 篤
愛知県	企画振興部	土地水資源課長	土地水資源課長	舟橋 茂
	建設部	河川課長	河川課長	井山 聡
	企業庁	水道計画課長	水道計画課長	伊藤和義
三重県	地域振興部	資源活用室長	水資源特命監	中川 寛
	県土整備部	河川室長	河川室長	宮崎純則
名古屋市	上下水道局技術本部計画部	水資源主幹	水資源主幹	坂 明憲

「徳山ダムに係る導水路検討会」設立趣旨

国土交通省中部地方整備局は、徳山ダムに確保する湧水対策容量を木曽三川で利用する施設として連絡導水路の検討を進めてきたところである。

また、平成16年6月22日の「徳山ダムに関する三県一市副知事・助役会議」において、国土交通省は三県一市から『徳山ダムで開発した水の効率的な利用方策については、三県一市と密接に連携を図りながら導水路の早期の具体化に向けて検討を進めること』との要請も受けている。

これらの経緯を踏まえ、徳山ダムに湧水対策として貯留した水を木曽川、長良川に補給するため、及び愛知県、名古屋市が新規開発した都市用水を利用するために必要となる揖斐川からの導水路について、国土交通省及び三県一市による意見交換を行うとともに、透明性を確保しつつ、具体化に向けた検討を行うことを目的として、「徳山ダムに係る導水路検討会」を設立するものである。

「徳山ダムに係る導水路検討会」規約

（趣旨）

第1条 「徳山ダムに係る導水路検討会」（以下「検討会」という）の組織及び運営に関しては、この規約に定めるところによる。

（目的）

第2条 本検討会は、徳山ダムに渇水対策として貯留した水を木曾川、長良川に補給するため、及び愛知県、名古屋市が新規開発した都市用水を利用するために必要となる揖斐川からの導水路について、国土交通省及び三県一市による意見交換を行うとともに、透明性を確保しつつ、具体化に向けた検討を行うことを目的とする。

（構成）

第3条 検討会は、次に掲げる者により構成する。

座長	国土交通省中部地方整備局河川部	河川調査官
	岐阜県基盤整備部建設管理局	河川課長
	〃	水資源課長
	愛知県企画振興部	土地水資源課長
	建設部	河川課長
	企業庁	水道計画課長
	三重県地域振興部	資源活用室長
	県土整備部	河川室長
	名古屋市上下水道局技術本部計画部	水資源主幹

（座長）

第4条 座長は、国土交通省中部地方整備局河川部河川調査官が務めるものとし、会務を総括し検討会を代表する。

（検討会の所掌事務）

第5条 検討会は、導水路事業の建設着手に向け、主に掲げる事項について行う。

- 一 導水路の具体化（ルート選定等）に向けての基礎資料の検討
- 二 導水路の具体化に伴う関係者間の意見交換
- 三 その他

（検討会の開催）

第6条 検討会の開催は、座長の判断により、随時開催するものとする。

(議事の公開)

第7条 議事の公開については、検討会終了後の議事概要を公表することをもって公開とする。

(事務局)

第8条 検討会の事務局は、中部地方整備局河川部河川環境課内に置く。

(会議の招集)

第9条 検討会会議の招集は、座長の確認を得て事務局が招集する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が検討会に諮って定める。

付則

この規約は平成16年10月14日から施行する。

徳山ダムに係る導水路検討会(第1回)の議事概要

国土交通省中部地方整備局及び三県一市は、徳山ダムで開発した水の効率的な利用方策について、緊密に連携を図りながら導水路の早期の具体化に向けて検討を進めるため、「徳山ダムに係る導水路検討会(第1回)」を開催し、下記事項を確認した。

記

- (1) 「徳山ダムに係る導水路検討会」設立趣旨及び規約のとおり、「徳山ダムに係る導水路検討会」を設置する。
- (2) 導水路は、渇水対策及び都市用水の目的を合わせた共同導水路を基本として、単独案も含め十分な比較検討を行う。
- (3) 検討に当たっては、インターネット等による情報開示を行う等、透明性を確保する。